

## 1 市の概要（H30年度）

人口	51,259 人
保護率	0.41 %



## 2 支援状況調査（H30年度）

新規相談受付件数人口10万人当たり(件)	一月当たり	51.2
プラン作成件数人口10万人当たり(件)	一月当たり	49.4
就労支援対象者数人口10万人当たり(件)	一月当たり	35.1
就労・増収率 (%)		72.7

## 3 実施方法について

<b>実施方法</b>	直営
<b>事業費</b>	645千円
<b>理由（直営）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営の強みを活かし、困窮事業だけではなく、生活に関する市役所の総合的な相談窓口として運営し、市民のニーズに応えるコンシェルジュの役割を果たしている。</li> <li>・困窮法の施行前から、消費生活相談を直営で実施していたため、多重債務相談をベースとした各部署・機関との連携体制が構築されている。特に個人情報取り扱いについては、関係機関との情報共有や第三者に情報提供できる仕組みを整備している。また、生活再建支援の視点を取り入れた野洲市債権管理条例を活用し、滞納情報から困窮者の発見を積極的に行うなど困窮事業以外の様々な事業にも市役所の総合力を生かし取り組んでいる。</li> </ul>
<b>事業概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計改善支援事業は自立相談支援事業と一体的に実施しており、職員が自立相談支援員と家計改善支援員を兼務。</li> <li>・多重債務等お金に関する相談は消費生活相談員と家計改善支援員が同席して相談対応を行うなど、協力して役割分担しながら、支援を実施。</li> <li>・生活困窮者の発見から支援への取組みについては、「野洲市くらし支えあい条例」等条例や要綱で規定。</li> </ul>
<b>その他特記事項</b>	・多重債務者への支援を消費生活相談で実施してきた中で培ってきたノウハウや法律家等専門家との連携などは、家計改善支援事業でも活用。

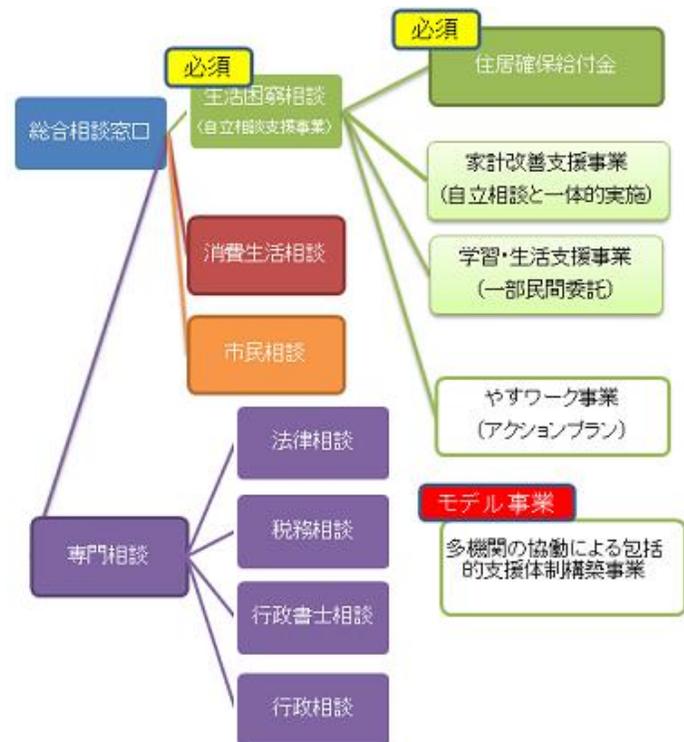
## 4 事業実績（H30年度）

事業利用者数（支援決定）	家計の改善	債務整理実施	税・料の滞納状況の改善	障害年金申請	就労開始決定
125人	79人	17人	49人	21人	106人

## 5 事業実施のポイント～既存事業の活用～

### Point

消費生活相談で培ったノウハウや法律家等との連携が家計改善支援事業の実施にとっても有用であり、これを活かした事業運営を展開



## 6 取り組んで良かったこと

- 家計相談を含めた多彩な支援メニューが市役所を中心に生活困窮者へ届くことで、市民の安心・安全な暮らしを守ることができる。
- 既存事業を活用することで、双方の事業を効率的・効果的に運営できる。